

おくやみコーナーを開設

遺族の不安や負担を少しでも軽減するために、家族が亡くなった後の手続きを案内する窓口「おくやみコーナー」を6月6日に開設します。

市民課
TEL674-7056



必要となる手続きを案内

おくやみコーナーでは、死亡に伴う手続きのうち、市役所で行える手続きについて、各窓口をご案内します。死亡に伴う手続きはさまざまですが、亡くなった人の年齢、健康保険の種類などをタブレット端末で回答してもらい、必要な手続きを案内するため、手続きの漏れを減らすことができます。

なお、おくやみコーナーは手続きの案内を行うサービスです。手続きは、直接各窓口で行ってください。

対象

市内に住民登録のある人が亡くなった場合に必要となる手続き。

持ち物

来庁者の本人確認書類、各手続きに必要なもの。

※詳しくは市ホームページをご確認ください

利用の流れ

①直接、おくやみコーナー（3カ所のうちのいずれか）へ（予約不要）

場所

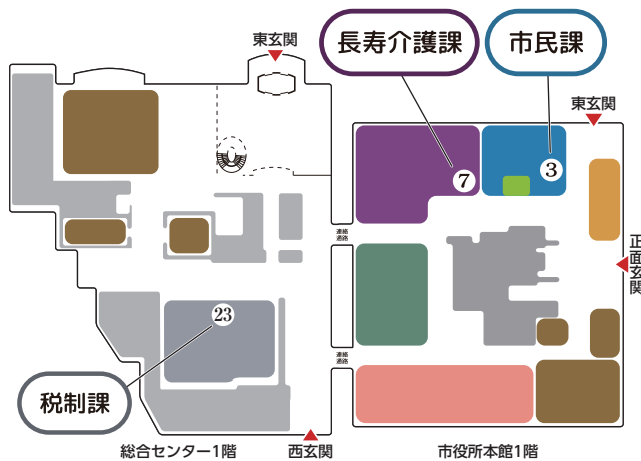
- ・市役所本館1階 市民課（③番）
長寿介護課（⑦番）
- ・総合センター1階 税制課（②番）

※高槻市以外で死亡届を提出した場合は、1週間程度経ってからお越しください

②亡くなった人の年齢、健康保険の種類などをタブレット端末で回答。必要な手続きを受け付ける窓口の場所などの案内を受ける

③直接、各窓口へ行って手続きする

おくやみコーナー3カ所



おくやみコーナーをご利用いただくと、市役所で行える死亡に伴う手続きがすぐに分かります。



市民課
神田祐輔さん

6月1日から利用開始

スクラム高槻 “地元のお店応援券”を使おう!

ID 036362

6月からプレミアム付商品券「スクラム高槻“地元のお店応援券”第3弾」の利用が始まります。

同事務局
問 Tel.0570-043-111 (利用者用)
Tel.0570-012-314 (店舗用)

長らく新型コロナの影響により、経済活動の制限を受けている市内の店舗を応援し、市民の皆さんの家計を支援するために、市内の店舗で使用できるプレミアム率150%の商品券を発行しています。

お買い物で、高槻のお店を応援しよう!

販売価格 1口 2,000円 (1世帯2口まで)
利用金額 1口 5,000円分
販売期間 8/19(金)まで
利用期間 6/1(水)～8/31(水)



商品券の購入方法



デジタル商品券

デジタル商品券専用サイトにログイン

トップページの「購入する」を押す

購入金額とチャージ方法を選択して購入
(クレジットカードかコンビニ支払い)



全店舗共通券



飲食店・小規模店舗応援券

紙商品券

自宅に届いた購入引換券を
市内販売所に持っていく

購入 (現金支払いだけ)

※販売開始直後は混雑が想定されます。対象の全世帯が購入できる枚数を用意していますので、慌てず引き換えてください。また、販売所一覧は購入引換券に同封のチラシをご確認ください

利用方法



※1 ログイン後、トップページの「支払う」を押し、お店の専用QRコードを読み込む
※2 支払いの完了には「支払用パスコード」の入力が必要
※3 500円単位での利用 (紙商品券の場合、おつりはできません)

使えるお店の目印

商品券が使えるお店では、ポスターやステッカー (右図) が掲示され、使える券種も記載されています。



いろんなジャンルのお店で使える!

市内のいろんなジャンルのお店 (1,200店舗以上) で利用できます。使えるお店についての情報は専用WEBサイトからご確認ください。

ジャンル一例

飲食店、飲食料品店、スーパー、コンビニ、衣料・身の回り品扱店、家電販売店、ホームセンター、書店、クリーニング、化粧品店、理容・美容、百貨店、ドラッグストア など



4回目接種 60歳以上・基礎疾患のある人など

ID 065705

接種券は3回目のワクチン接種から5カ月が経過した人に順次送付します。

問 市新型コロナワクチンコールセンター
Tel.0120-090-555

5月18日現在、4回目の接種を5月下旬から開始する予定です。重症化予防を目的に実施するため、対象は、60歳以上の人と18歳以上で基礎疾患のある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人で、3回目接種から5カ月経過した人です。

集団接種は、多くの高齢者が対象となる7月から、グリーンプラザたかつき1号館で実施します。最新情報は市ホームページをご確認ください。

申請は不要 3回目から5カ月程度で接種券送付

4回目接種券は、3回目接種から5カ月が経過する18歳以上の全ての人に順次送付します。

3回目接種から5カ月程度が過ぎても接種券が届かない場合は、市新型コロナワクチンコールセンターへお問い合わせください。

接種券送付対象 3回目接種から5カ月が経過する18歳以上の人全て【申請不要】	接種券を使用できる人
	接種券を使用できない人

接種券を使用できる人

- ①60歳以上の人
- ②基礎疾患のある人その他重症化リスクが高いと医師が認める人

接種券を使用できない人

- 上記①②以外の人
- ※現時点で接種対象ではありません。今後、対象が拡大される可能性があるため、接種券は大切に保管しておいてください

接種会場（要予約）

	集団接種	個別接種
	グリーンプラザたかつき1号館3階	市内医療機関 約190カ所
予約開始	6/23(木)から ※毎週新たな予約枠を追加	医療機関により異なる
接種日	7月の月・火・金・土・日曜（7月から開始） 8月の金・土曜 ※時間は平日13:00～21:00(予約枠は20:00まで)、土・日曜、7/18祝は9:00～17:00(予約枠は16:00まで)	医療機関により異なる
ワクチン	武田/モデルナ社	ファイザー社または武田/モデルナ社

基礎疾患の範囲

- 以下の病気や状態の人で、通院または入院中の人
 - 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病（肝硬変など）
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気（ただし鉄欠乏性貧血を除く）
 - 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
 - 染色体異常
 - 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- 基準（BMI30以上）を満たす肥満の人
BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

マイナンバーカードで 最大2万円分のポイント

ID 005579

マイナポイント・キャンペーン第2弾が本格的に始まります。

問 市民課
Tel.674-7067

マイナポイントを申し込もう

このキャンペーンは、消費の活性化やマイナンバーカード、キャッシュレス決済サービスの普及を目的として国が行う事業です。

下記の①～③の手続きを行い、マイナポイントの申し込みを行うと、ポイントがもらえます。

※①は、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人、申し込み後に上限までポイントを得ていない人が対象。また、ポイントは、キャッシュレス決済サービスでお買い物またはチャージすることで、利用金額の25%が付与されます（上限5,000円分）。

カードの申請は9月末までに

マイナポイントを取得するには、9月末までにマイナンバーカードを申請する必要があります。下記出張申請のほか市役所、スマートフォンや郵便などで申請可能です。

身近な場所出張申請しています ID 005595

申込 2営業日前までに HP 〇 で

※ 〇 は17:00まで

日時	場所
6/7(火) 6/16(木)	11:00～17:00 エディオン 高槻宮田店
6/20(月) 6/21(火)	10:00～12:00、 13:00～17:00 南大冠公民館
6/29(水) 6/30(木)	10:00～12:00、 13:00～17:00 阿武山公民館

※予約優先。顔写真の無料撮影あり。当日必要なものは予約時にお知らせ

①カード新規取得で 最大5,000円分 マイナポイント申込期間 来年2月末まで	+	②健康保険証の利用登録で 7,500円分 マイナポイント申込期間 6月30日～来年2月末	+	③公金受取口座の登録で 7,500円分 マイナポイント申込期間 6月30日～来年2月末
--	---	---	---	--

マイナポイント申込方法

準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- ・希望するキャッシュレス決済サービスの決済サービスID、セキュリティコード
- ・口座番号の分かるキャッシュカード、通帳（③だけ）

申込方法

- 次のいずれか
- ・スマートフォンの「マイナポイントアプリ」で申請
- ・パソコン（カードリーダー必要）で「マイナポイント予約・申込サイト」を検索
- ・郵便局やコンビニなどのマイナポイント手続きスポットで申請

マイナポイント 支援窓口

市役所窓口や富田・三箇牧支所ではマイナポイント申し込み用端末を設置しています。

場所

- ・総合センター1階特設ブース（市民生活相談課の横）
- ・富田支所
- ・三箇牧支所

現況届が一部不要に 特例給付には所得上限

児童手当法の改正により、児童手当の現況届の提出が必要な対象者が変更となり、特例給付に所得上限限度額が設定されます。

問 子ども育成課 / Tel.674-7174

中学生以下の子どもが対象

児童手当とは、中学生以下の子どもを対象に、一人あたり月10,000円か15,000円を、また一定額以上の所得がある受給者へは、特例給付として子ども一人あたり月5,000円を支給する制度です（表1）。支給は4カ月分をまとめて年に3回行っています。

今までは毎年6月に児童の養育状況などを記した現況届を市に提出することで、支給額を決定していました。

6月からは主に次の2点が変わります。

表1 児童手当と特例給付
(子ども1人あたり月額)

児童手当	3歳未満	15,000円
	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	10,000円
特例給付	中学校卒業まで	5,000円

Point 1

現況届の提出が必要な対象者が変更

毎年6月に提出する現況届について、受給者の現況を市が公簿などで確認できる場合は、提出不要になります。

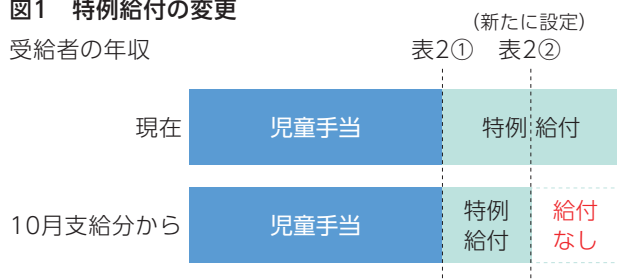
現況を市が公簿などで確認できない場合や一定の条件に該当する人は、引き続き提出が必要です。現況届の提出が必要となる対象者には個別に現況届を6月中に送付しますので、提出してください。

Point 2

5,000円特例給付 所得額によって対象外に

10月支給分（6～9月分）から、特例給付に所得上限が設けられます。所得上限限度額（表2の②）を超える受給者は、特例給付の支給がなくなります（図1）。

図1 特例給付の変更



例えば・・・
受給者（年収1,500万円）で、配偶者、子ども2人の家族
→支給されません



表2

扶養親族等の数	所得制限限度額①		所得上限限度額②	
	所得額	収入額の目安※	所得額	収入額の目安※
0	622	833.3	858	1,071
1	660	875.6	896	1,124
2	698	917.8	934	1,162
3	736	960	972	1,200
4	774	1,002	1,010	1,238
5	812	1,040	1,048	1,276

※収入額の目安は、給与収入だけで計算。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で判定